

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2008-510905(P2008-510905A)
 【公表日】平成20年4月10日(2008.4.10)
 【年通号数】公開・登録公報2008-014
 【出願番号】特願2007-528657(P2007-528657)
 【国際特許分類】

E 0 4 B 1/74 (2006.01)

E 0 4 B 1/80 (2006.01)

B 3 2 B 5/18 (2006.01)

B 3 2 B 27/40 (2006.01)

【F I】

E 0 4 B 1/74 C

E 0 4 B 1/80 C

B 3 2 B 5/18

B 3 2 B 27/40

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリウレタン硬質フォーム及び2つの被覆層からの複合部材であって、少なくとも一方の被覆層がマイクロカプセルで改質された成形体であり、かつこのマイクロカプセルは、カプセル壁としてのポリマーと、主として潜熱貯蔵材料からなるカプセルコアとを有することを特徴とする複合部材。

【請求項2】

少なくとも一方の被覆層が、リグノセルロース含有材料からの改質された成形体であることを特徴とする、請求項1に記載の複合部材。

【請求項3】

少なくとも一方の被覆層が、石膏を基礎とする改質された成形体であることを特徴とする、請求項1に記載の複合部材。

【請求項4】

潜熱貯蔵材料が、 $-20 \sim 120$ の温度範囲で固/液相転移を示す親油性物質であることを特徴とする、請求項1から3までの何れか1項に記載の複合部材。

【請求項5】

潜熱貯蔵材料が、脂肪族炭化水素化合物であることを特徴とする、請求項1から4までの何れか1項に記載の複合部材。

【請求項6】

カプセル壁が高度に架橋したメタクリル酸エステルポリマーであることを特徴とする、請求項1から5まで何れか1項に記載の複合部材。

【請求項7】

カプセル壁が、それぞれモノマーの全質量に対して、1種以上のアクリル-及び/又はメタクリル酸の $C_1 \sim C_{24}$ -アルキルエステル(モノマ

－ I) 30 ~ 100 質量%、
 水中で不溶性か又は難溶性を示す、二官能性又は多官能性モノマー（モノマー I I) 0 ~ 80 質量%、及び
 他のモノマー（モノマー I I I) 0 ~ 40 質量%
 から構成されることを特徴とする、請求項 1 から 6 までの何れか 1 項に記載の複合部材。

【請求項 8】

マイクロカプセルが、モノマー、ラジカル開始剤及び潜熱貯蔵材料が分散相として存在する水中油型エマルジョンの加熱により得られることを特徴とする、請求項 1 から 7 までの何れか 1 項に記載の複合部材。

【請求項 9】

成形体がリグノセルロース含有材料を含有し、かつアミノプラスト樹脂、フェノール樹脂、イソシアネート樹脂及びポリカルボン酸樹脂から選択された接着性樹脂を含有することを特徴とする、請求項 1、2 又は 4 から 8 までの何れか 1 項に記載の複合部材。

【請求項 10】

接着性樹脂が、尿素 - 及び / 又はメラミン - ホルムアルデヒド樹脂であることを特徴とする、請求項 9 に記載の複合部材。

【請求項 11】

成形体がリグノセルロース含有材料を含有し、かつこの成形体の質量に対して固体として計算された接着性樹脂 5 ~ 20 質量%及びカプセル壁としてのポリマーと、主として潜熱貯蔵材料からなるカプセルコアとを有するマイクロカプセル 2 ~ 30 質量%を含有することを特徴とする、請求項 1、2 又は 4 から 10 までの何れか 1 項に記載の複合部材。

【請求項 12】

請求項 1 から 11 までの何れか 1 項に記載の複合部材の製造方法において、連続的に運転するダブルベルト装置上で製造することを特徴とする、複合部材の製造方法。

【請求項 13】

構成部材としての、請求項 1 から 11 までの何れか 1 項に記載の複合部材の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

被覆層としては、十分な強度を有する任意の平面形の材料が挙げられる。好ましい被覆層は、建築板、例えば石膏 - 、プラスチック - 又はリグノセルロース含有材料からなり、かつ、その容量中に十分量の潜熱貯蔵材料を包囲するのに好適である建築板である。好ましくは、少なくとも一方の被覆層がリグノセルロース含有材料からの改質された成形体か又は石膏を基礎とする改質された成形体である複合部材である。かかる成形体は、DE - A - 10139171、DE - A - 10143612 並びにより早期の米国出願の一連の 60 / 573420 に記載されている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0126

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0126】

このポリウレタン硬質フォームは、不連続的にか又は連続的に、公知の混合装置を用いて製造することができる。好ましくは、本発明にかかる複合部材を連続的に運転するダブルベルト装置上で硬質フォームから製造する。この場合、高圧機械を用いてポリオール及

びイソシアネート成分を計量供給し、そして混合頭部中で混合する。このポリオール混合物に、別々のポンプで触媒及び／又は発泡剤を予め計量供給することができる。これらの出発成分は、大抵は、15～35、好ましくは20～30の温度で混合する。この反応混合物は、連続的に下方の被覆層上に塗布する。この反応混合物を有する下方の被覆層及び上方の被覆層をこのダブルベルトに入れる。ここで、この反応混合物は発泡し、そして硬化する。この際限のないストランドをこのダブルベルトから出した後に、所望の寸法に切断する。このように、本発明による種々の被覆層をも有する複合部材、いわゆるサンドイッチ部材が製造することができる。